

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊交規第331号

平成31年4月25日

交通安全総点検の実施について（通達）

交通安全は、人・道・車の調和が図られることにより保たれるものであり、利用する人の視点に立ってとらえられるべき課題である。

よって、地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと、道路交通環境の点検を行い、行政と地域住民が一体となった取組みを通じて、交通の安全を確保することが重要である。

各警察署にあつては、下記のとおり、行政や地域住民と一体となった交通安全総点検を実施し、道路交通環境の改善に努められたい。

記

1 交通安全総点検の意義

交通安全総点検については、道路利用者の視点から道路交通環境の問題点等を抽出し、これを改善、充実していくための機会となるもので、交通安全に関する地域住民等の主体的活動の一つである。

2 テーマの設定

交通安全総点検にあつては、地域における交通特性、交通事故の発生状況、地域が抱えている課題や要望を勘案して、点検テーマを設定すること。

主な点検テーマは、以下のとおりである。

- (1) 通学路
- (2) 交通事故危険箇所
- (3) 生活道路
- (4) 交通弱者

3 実施体制

道路利用者の視点による幅広い意見等を収集することが肝要であることから、道路管理者はもとより、学校、自治会、高齢者、身体障害者や車イス利用者の福祉関係者等から点検テーマに沿った体制を構築すること。

4 点検時期・エリア

(1) 点検時期

地域住民等の交通安全に関する気運が高まる春と秋の全国交通安全運動の時期に実施されることが望ましいが、交通安全運動以外の時期であっても、地域の実情に応じて実施することは妨げない。

(2) 点検エリア

小学校区のエリアを最大とし、適切なエリア・路線を設定すること。

5 点検の実施

実施の際は、事前に参加者に対して、点検の目的やテーマを理解させた上で、

- 交通規制が適切に実施されているか
- 交通安全施設の不備・老朽化がないか
- 道路環境（構造、線形、見通し等）に問題はないか
- 道路利用者の行動実態に問題がないか
- 道路交通の安全性と円滑性のバランスが確保されているか

など、道路利用者の視点に立った幅広い点検を実施すること。

6 特に推進すべき事項（通学路対策）

通学路における交通安全の確保については、平成24年以降、三省庁（文部科学省・国土交通省・警察庁）が継続的な取組みを推進していることから、引き続き、以下の点を踏まえた対策を実施すること。

(1) 通学路交通安全プログラムの推進

現在、県下すべての自治体において、通学路の交通安全の確保に向けた基本方針を示す「通学路交通安全プログラム」が策定され、通学路対策を継続的に実施することとされている。

また、各自治体に設置されている「通学路安全推進会議（協議会）」は、教育委員会、学校、道路管理者、警察により構成されていることから、合同点検や会議の場においては、交通管理者として必要な意見を積極的に申し入れること。

(2) 合同点検の定期的な実施

通学路については、これまでも、交通安全総点検の候補路線の一つとして安全点検が行われてきたところであるが、今後も通学路の交通安全の確保に向けた合同点検を定期的な実施すること。

(3) 交通規制の実施

ア 通行禁止規制

危険箇所に係る安全対策のメニューとして登下校時間帯における通行禁止規制（歩行者用道路等）の実施が妥当であると認められるものについては、学校関係者等とも連携して、速やかに地域住民、道路利用者等の合意形成を図った上で、できる限り早期に実施すること。

イ 一方通行規制

一方通行規制の実施により交通流を単純化し又は通過交通を排除することは、交通事故抑止に一定の効果が認められるところであり、また、車道幅員が狭隘な道路については、一方通行規制を実施することによって歩行空間を確保できる場合があるので、対策メニューとしても実施を検討すること。

なお、実施に際しては、道路管理者が行う事業と合わせた総合的な対策とすることで、より高い効果が期待されるので、道路管理者との連携を密にすること。

ウ ゾーン30

通学路は生活道路を利用している場合も多いと考えられるところ、生活道路への通過交通の流入抑制と走行速度の低減を図ることは、学童等の交通安全を図る上でも有効と認められることから、道路管理者と連携し、地域住民、学校

等の理解と協力を求めて「ゾーン30」を推進すること。

エ 通学等の実態に即した交通規制の見直し

通学路関連規制は、規制の時間および曜日を限定したものが多いが、その規制時間等については、学校の始業時間等を基準として登下校やクラブ活動の実態などに応じて適切に設定する必要がある。

したがって、学校関係者との緊密な連携により通学等の実態を把握した上で、合理的な交通規制となるよう見直しを図ること。

(4) 関係機関との連携

通学路対策は、各関係機関との連携が必要不可欠であることから、以下の点にも配慮すること。

ア 道路管理者

歩道の設置や交差点改良など、抜本的対策が行われるよう粘り強い申し入れを行い、併せてハンプや狭さくなどの物理的デバイスの設置に向けた協議を推進すること。

イ 学校・教育委員会

道路環境の改善に相当の期間を要するものについては、通学路の変更を検討することや交通安全ボランティアによる登下校時の見守り活動が実施されるよう申し入れること。

7 点検結果の活用

交通安全総点検の結果、交通安全上対策を必要とする事項については、対策内容を短期的内容と中・長期的内容に分類し、短期的に実施可能な内容については速やかに対応すること。

信号機や道路標識等の交通安全施設の整備については、期間を要することから交通規制課と十分に連携すること。

8 PDCAサイクルの実施

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施すること。

9 留意事項

(1) 積極的な情報発信

点検結果や対策実施状況について、関係機関と連携の上、各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報発信を行うこと。

(2) 確実な引継ぎ

道路交通環境の改善には長期間を要するものが多いことから、関係機関の進捗状況の把握に努め、確実な引継ぎを行うこと。

(3) 報告

交通安全総点検の結果については、通年で実施した結果を取りまとめの上、翌年1月末日までに、別添様式1「交通安全総点検実施結果」及び様式2「要望事項措置件数」により、交通規制課を経由して報告すること。

※ 様式（略）